

参議院社会労働委員会會議録第十九号

(二六二)

昭和三十三年四月二日(火曜日)午前十一時三十五分開会

委員の異動

本日委員近藤鶴代君及び坂本昭君辞任につき、その補欠として大野木秀次郎君及び松本治一郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 千葉 信君
理事 榊原 亨君
高野 一夫君

委員

勝俣 稔君
草葉 隆國君
紅露 みつ君
谷口弥三郎君
寺本 廣作君
吉江 勝保君
木下 友教君
藤田藤太郎君
山下 義信君
厚生大臣 神田 博君
政府委員 厚生行政次官 中垣 國男君
厚生大臣官 房総務課長 牛丸 義留君
厚生省公衆衛生局長 山口 正義君
厚生省公衆衛生局長 楠本 正康君
厚生省児童局長 高田 浩通君

○公衆衛生修学資金貸与法案(内閣提出、衆議院送付)
本日の會議に付した案件

第七部

社会労働委員会會議録第十九号 昭和三十三年四月二日【参議院】

○結核予防法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(千葉信君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動を御報告いたします。四月二日付をもって近藤鶴代君及び坂本昭君が辞任し、その補欠として、大野木秀次郎君、及び松本治一郎君が選任されました。

○委員長(千葉信君) 公衆衛生修学資金貸与法案、結核予防法の一部を改正する法律案、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案、右三案を議題といたします。

まず、提案理由の御説明を願います。

○國務大臣(神田博君) ただいま議題となりました公衆衛生修学資金貸与法案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

推進に、重大な支障を生ずることが懸念されるのでありまして、この医師または歯科医師たる職員の充足問題を解決するため、従来からこれに研究費を支給する等特遇の改善を通じてその対策を講じて参ったのでありますが、さらにこのたび、この問題をより根本的に解決すべく、その一つの方法として、医学または歯学を専攻する者で将来保健所に勤務しようとするものを募集し、これに対して修学資金を貸与し、もって医師または歯科医師たる保健所の職員の質的並びに量的充実を図ろうとの構想のもとに、この法律案を提案した次第であります。

次に、この法律案の骨子について簡単に御説明いたします。

第一は、政府は、大学において医学または歯学を専攻する者及び実地修練を行なっている者で将来保健所に勤務しようとするものに対し、修学資金を貸与する旨の契約を結ぶことができるものと、この契約に基づきまして、自後これらの者が実地修練を終了し、または大学を卒業するまでの間、毎月修学資金を貸与することとしたことであります。

第二は、修学資金の貸与を受けた者は、実地修練を終了し、または大学を卒業した後、直ちに保健所の職員となった場合において、医師または歯科医師となった後の在職期間が、貸与期間の二分の三に相当する期間に達したときは、貸与された修学資金の全部の返還を要しないものとしたことであります。

す。なお、在職期間がこの二分の三に相当する期間に満たない場合には、その一部を免除することができるとしてあります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由並びにその概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします次第であります。

次は、ただいま提案されました結核予防法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

本改正の要点は、結核予防法に基づく健康診断、ツベルクリン反応検査または予防接種に要する実費を受診者またはその保護者から徴収しないこととしたこととあります。

従来、健康診断実施者または予防接種実施者は、結核予防法に基づいて実施した健康診断、ツベルクリン反応検査または予防接種の実費を受診者またはその保護者から徴収できる旨の規定により受診者の種別によりそれぞれ実費を徴収していたのでありますが、この際、実費徴収に関する規定を削除することにより、健康診断、予防接種の実施の徹底をはかり、もって結核予防対策の一その推進を期せんとするものであります。

以上がこの法律案の概要であります。が、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

部を改正する法律案につきましてその提案の理由を御説明申し上げます。

母子福祉資金の貸付は、都道府県がこれを行なっておりますが、国は、現在都道府県が貸付金の財源として計上する金額と同額の金額を都道府県に貸し付け、都道府県は、この合算額を財源として生業資金、支度資金、修学資金等八種類の貸付金を母子家庭や父母のない児童に貸し付けているのであります。

その財源の総額は、昭和二十八年この法律の施行以来昭和三十三年一月末現在におきまして約三十三億圓に達しており、わが国の母子福祉対策に多大の寄与をしておるわけでありましたが、現在までの貸付状況によりまして貸付金の財源が十分でないために母子家庭等からの借入申込に對し十分応ずることができない実情にあるのであります。

これは地方財政事情の窮乏とも関連する問題と考えられるのであります。が、現行の国の都道府県に対する貸付率をもつては、貸付金の財源を十分に確保してこの法律の所期の目的を達成することが困難でありますので、今回、この貸付率を従来の二分の一から三分の二に引き上げることとし、国は都道府県が貸付金の財源として計上する金額の倍額に相当する金額を貸し付けることにより母子家庭の福祉を一層増進しようとするものであります。

以上が改正案の概要であります。が、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに可

決せられんことをお願い申し上げます。

○委員長(千葉信君) 審査の都合上、本三案に対する質疑は、次回以降に譲りたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。

本日は、これをもって散会いたします。

午前十一時四十四分散会

昭和三十二年四月四日印刷

昭和三十二年四月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局